

**独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の
組織・業務全般の見直し当初案について**

平成23年10月14日
総務省情報流通行政局郵政行政部

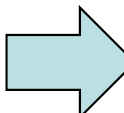
組織・業務の見直し当初案

主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務運営の効率化による経費縮減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

1. 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上

【分科会による主な指摘事項等】

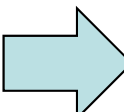
- 顧客情報管理の徹底
 - ・委託先・再委託先への監督については、誤送付等の再発防止策の徹底が求められる。
- 預金者等への周知
 - ・睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、個別案内周知の充実等、より一層効果的な対応を検討することが期待される。

- 
- 委託先及び再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例の発生原因等の分析、再発防止策の実施指導等の取組を強化し、改善結果の検証を行う。
 - 睡眠貯金残高及び権利消滅金額が高い水準にあることを踏まえ、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取促進のため、積極的な広報活動等を行うとともに、効果の検証・分析等を行い、必要に応じて見直しを行う。

2. 効率的かつ効果的な業務運営

【分科会による主な指摘事項等】

- ・業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。

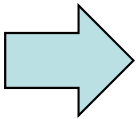
- 
- 管理部門の簡素化等により業務運営コストを縮減する。特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行う。

3. その他業務全般に関する見直し

○給与水準の適正化等

【分科会による主な指摘事項等】

- ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することとする。

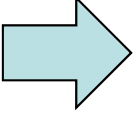


■国家公務員の給与水準も十分考慮し、適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

○契約の点検・見直し

【分科会による主な指摘事項等】

- ・随意契約及び一者応札・応募について、今後も可能な限り減少させるよう努力するとともに、少額随意契約についても、引き続き、複数業者から見積もりを徴収することの徹底を図っていくことが期待される。

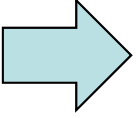


■随意契約の適正化、一者応札・応募の改善に向けた取組等を継続し、コストの削減や透明化の確保を図る。
■少額随意契約についても、複数の業者から見積もりを徴収することを徹底し、経費の効率的使用を図る。

○内部統制の充実・強化

【分科会による主な指摘事項等】

- ・内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）等を参考にするものとする。

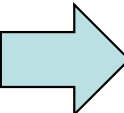


■日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて、内部統制の更なる充実・強化を図る。

○保有資産の見直し

【分科会による主な指摘事項等】

- ・独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。

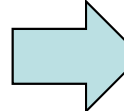


■現中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する。

○国際ボランティア貯金寄附金の配分完了

【分科会による主な指摘事項等】

- ・国際ボランティア貯金寄附金については、旧日本郵政公社において事業を行っていたところ、郵政民営化に伴い取扱いを中止し、現在は、旧日本郵政公社から寄附金を引き継いだ機構において、過去の未配分残高を配分。
- ・配分原資の縮小に伴い、配分完了に向けた取組が必要。
(参考) 日本郵政公社から承継した寄附金額：約21億円（平成19年10月）
寄附金残額：1億5,800万円（平成23年7月現在）



■次期中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図る。

【参考】国際ボランティア貯金

- ・通常郵便貯金の税引き後の受取利子の全部又は一部を、寄附金として、海外で活動する民間援助団体（NGO）を通じて、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資することを目的として創設されたもの（平成19年9月末をもって取扱いを終了）。

・ 設立 平成19年10月1日

民営化前に預入された定額貯金等の郵便貯金及び民営化前に契約された簡易生命保険を旧日本郵政公社から引き継ぎ、適正かつ確実に管理するとともに、これらに係る債務を確実に履行することを目的として設立。

・ 役職員 理事長 浦野 道郎 理事1名、監事2名(うち1名は非常勤) 職員40名

・ 主な業務

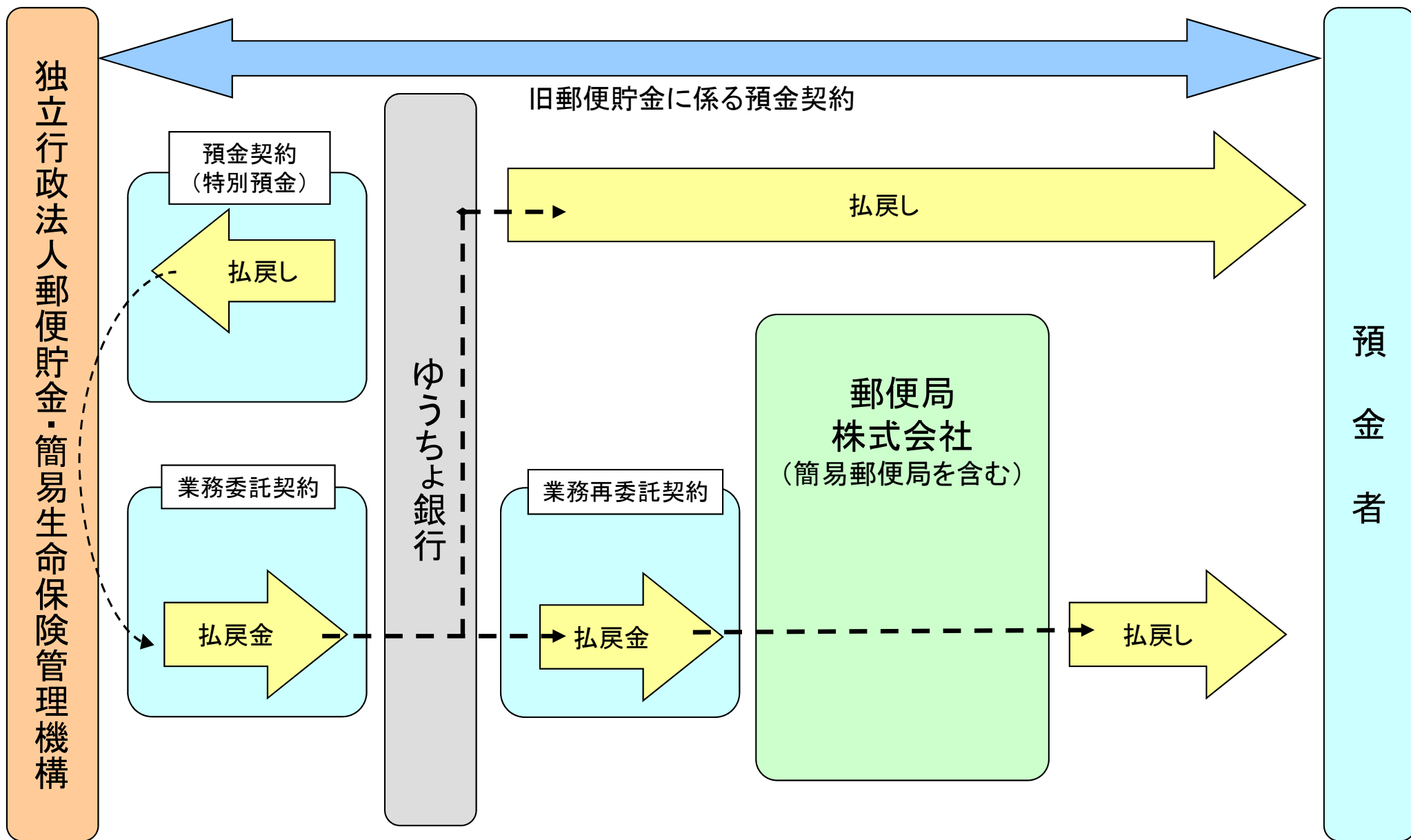
- 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務(ただし、預金の払戻し、保険金の支払い、資金運用等の業務は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険に委託)
- 機構自体は、委託先の監督、訴訟対応等を実施するほか、独立行政法人通則法等に基づく総務大臣への認可申請(中期計画等)に係る業務を実施。

【参考】郵便貯金及び簡易生命保険の資金規模等

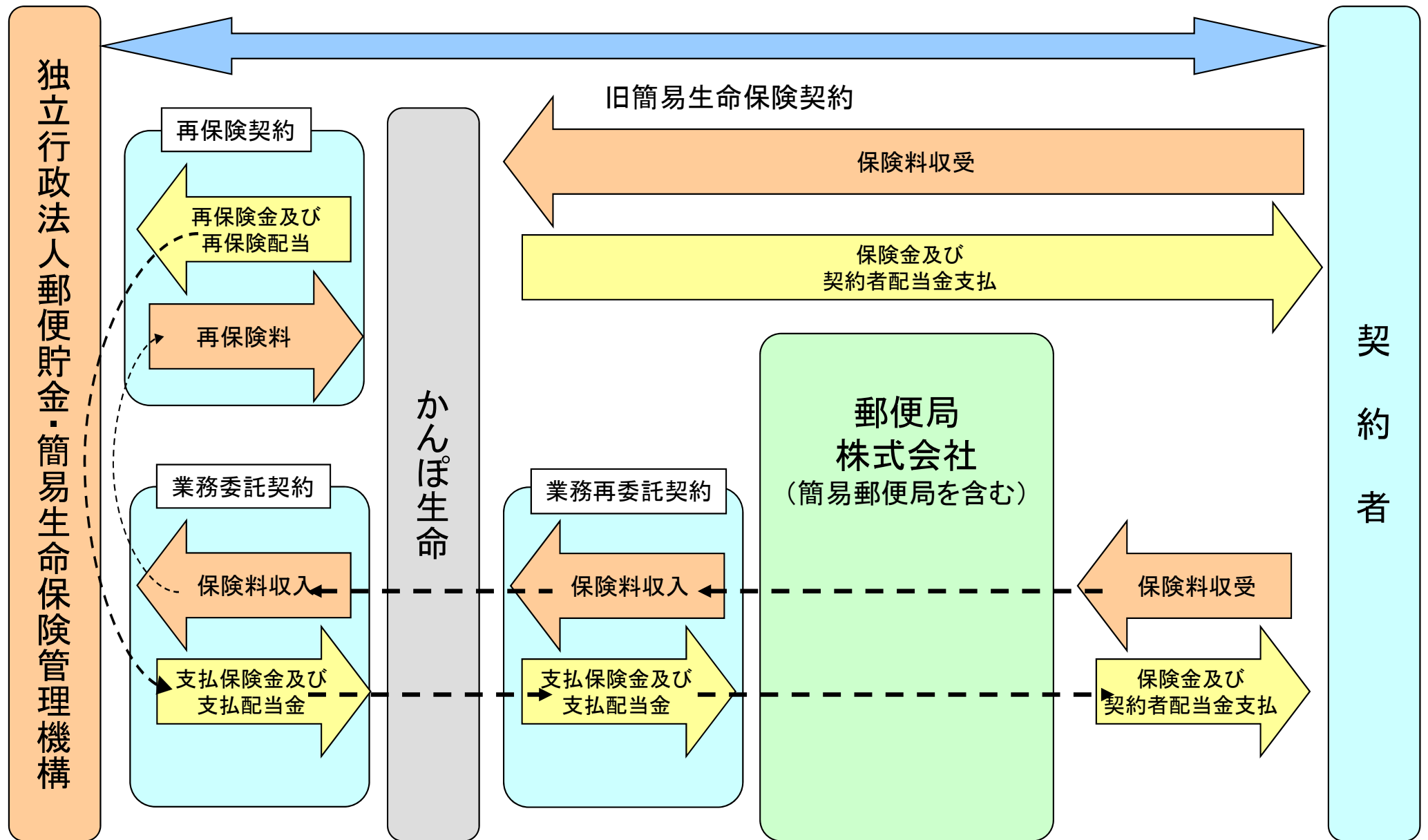
郵便貯金残高:45.0兆円(22年度末)

保有保険契約:3,549万件、98.9兆円(22年度末)

預金契約及び業務委託契約に基づく旧郵便貯金の資金の流れ



再保険契約及び業務委託契約に基づく旧簡易生命保険の資金の流れ



第1期中期目標期間の主な取組と実績

■ 組織運営の効率化

- ・柔軟な配置換えによって円滑な業務運営を図り、派遣職員を機動的に活用することにより、組織運営を効率化。

■ 業務経費の削減

- ・契約監視委員会の体制増強等により業務運営コストを削減する等、業務を効率化。
- ・超過勤務手当の削減等により、中期計画期間の目標値を上回る人件費削減を達成。

■ 提供するサービスの質の確保

- ・委託先・再委託先への監督体制を構築し、重点確認事項の実施状況について実地監査により直接確認を実施。

また、苦情の分析、顧客情報管理状況の点検等の実施や、委託先・再委託先による研修の実施等により、サービスの質を確保する取組を推進。

■ 預金者等への周知

- ・預入期間を経過した郵便貯金・支払義務が発生した保険金の状況の周知、早期受取の勧奨等のため、ホームページへの掲載、新聞広告、ラジオ広告、周知用チラシの作製等、複線的な対応を実施。